

佐竹行政書士事務所ニュースレター

「おむすび」は、皆様と当事務所を「結ぶ」レターです。)

おむすび

佐竹行政書士事務所

NO. 2

第2回 成年後見制度は自分らしく生きていくために～その2

今回は、後見制度の中核について解説します。大きく分けて、「任意後見契約」と「法定後見制度」です。この2つの制度が、判断力が不十分になったときに、実際に効力を発揮します。

③任意後見契約～まさかに備えるスペシャリスト

自分の判断力が不十分になり、自分の力で介護サービスの契約を行うことができない、財産の管理ができないといった場合に備えて、今のうちに契約を行います。前もって自分がお願いしておいたこと（代理権を与えたこと）を、任意後見人が本人の代わりに行うものです。任意後見人は、誰でもなれます（自分で決められます。）。ただし、この契約が開始されるのは、任意後見監督人が選任されてから（判断力が衰えてきてから）です。

お願いできることは様々ですが、基本的にお願いしたこと以外は行えません。たとえば、預金の口座を開設をお願いしておいても、公共料金の支払いをお願いしていない場合ですと、口座は開設できても公共料金の支払いは行えません。ですので、前もって何をお願いしたいのかをよく考え、話し合っておく必要があります。

おむすび1号で紹介した②の委任代理契約と違うのは、任意後見契約は「公正証書」と言われる形式で契約することと、「任意後見監督人」がつくことです。任意後見監督人は、家庭裁判所が選任します。任意後見監督人は、任意後見人を監督します。

この任意後見契約は、法定後見制度に移行すると終了となります。

④法定後見制度～あなたのためのスペシャリスト

みなさんを守る最後の砦といった所でしょうか。これは、認知症や障がいなどにより、本人の物事を判断する力が不十分になった場合に使う制度です。家庭裁判所に申し立て、選ばれた「成年後見人」「保佐人」「補助人」が、本人の代わりに様々な事務を行います。それぞれの役割は、本人の判断力がどれくらい不十分なのかによって違います。

「成年後見人」は、本人が物事を判断する力を欠く状況になったときにつきます。言わば、本人の代わりです。

「保佐人」は、本人が物事を判断する力が著しく不十分な場合につきます。基本的に民法13条第1項に書かれていること（本人の財産の重要な管理に関わること）について、

同意権や取消権があります。

〈民法13条第1項に書かれた財産などの重要な管理〉

○元本の領収・利用、借財や保証、不動産などの財産の得喪、訴訟、贈与・和解や仲裁などの合意、相続の承認や放棄・遺産の分割、贈与の拒否や遺贈の放棄など、新築・改築・増築・大修繕、建物や土地などの賃貸借

「補助人」は、本人が物事を判断する力が不十分である場合につきます。基本的に民法13条第1項に書かれていることのうち、家庭裁判所が認めたことのみに同意権と取消権があります。また、これ以外に必要と認められたことにも、同意権や取消権などが与えられることがあります。

判断力が不十分なら、このように分けなくても、みんなやってくれればいいのにと思うかもしれません、この制度は、基本的に判断力が不十分でも、その人の残された意思や能力を最大限尊重するという理念が流れてるからです。

法定後見制度は家庭裁判所が関与しますので、本人の財産や権利、生活を十分に守ることができます。

この申請を行うためには、判断力が衰えているかどうかを診断してもらう必要があります。しかし、この診断は、精神科の医師の診断でなければならないということはありません。かかりつけの医師に頼み、診断をしてもらえばよいとされています。なお、診断書は、裁判所の方で形式がありますので、それをダウンロードした上で医師にかかるとよいでしょう。

ここまで、本人が生きている間の支援です。ここまで制度を上手く使えば、体が不自由でも、判断力が低下しても、自分らしく生きることができます。この制度の趣旨は、まさにそこにあり、本人に残された能力を最大限活用しようという願いなのです。

しかし、自分らしくということを考えるのなら、自分が生きている間のことだけを考えていってはいけません。自分のもっている「財産」を以下に活用するのかという大問題があります。自分が死んだ後、残された財産は、「遺産」として法定相続人が分けることになるのですが、この協議が、場合によっては、家族をバラバラにすることもあります。また、自分の財産をどこかに寄付したいという場合も、「遺言」を残しておかないと、自分の願いを実現することは難しいでしょう。次回は、遺言についてお話しします。

ニュースレター「おむすび2号」

発行：佐竹行政書士事務所

成年後見〈見守り契約〉、相続、遺言、役所への許認可申請、パスポート申請代行など、みなさまの力になります

住所：(〒500-8244) 岐阜市細畠塚浦65-5グリーンパーク細畠102号

電話/FAX：058-247-0255

E-mail：info@sg-office.biz